

地域再生計画認定申請マニュアル

(総 論)

平成22年4月

内閣府 地域活性化推進室

もくじ

第1章	地域再生計画の認定制度	
1-1	認定制度の概要	1
1-2	認定制度のポイント	1
1-3	既存の認定計画、特区計画との関係	7
第2章	認定基準等の解説	
2-1	地域再生計画の認定基準について	8
2-2	関係行政機関の長による同意について	11
第3章	認定申請手続について	
3-1	認定申請に必要な書類	12
3-2	認定申請書類の作成要領	18
第4章	地域再生協議会について	
4-1	地域再生協議会の設置について	24
4-2	地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手続について	24
4-3	地域再生協議会の役割・効果	24
4-4	地域再生協議会の構成員について	25
4-5	その他	25
付録		26

第1章 地域再生計画の認定制度

1-1 認定制度の概要

地域再生法（以下、「法」という。）に基づく認定制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成しその認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づく事業に対し特別な措置を講じるものです。

内閣総理大臣による地域再生計画の認定は、法及び地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定。平成22年4月23日一部変更。以下「基本方針」という。）等に基づき行われることとなります。

1-2 認定制度のポイント

内閣総理大臣は、地域再生計画が認定基準に適合すると認めるときは、認定を行うこととしています。また、当該計画に特別な措置を活用して行う事業が記載されている場合には、当該措置の関係行政機関の長の同意手続を経て認定を行います。

1) 計画の発案から認定までの流れ

地域再生計画の発案から認定までの流れを、時系列に列挙すれば次のとおりとなります。（◇は、必要に応じて実施。）

- ① ◇地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握
- ② ◇地域再生協議会の設置（第4章参照）
- ③ 地域再生計画の認定申請
- ④ 地域再生計画の認定
 - ・（◇地域再生基盤強化交付金の交付申請）
 - ・（◇特定金融機関の指定申請）
- ⑤ ◇地域再生計画の変更

これらの手続について、そのポイントとなる事項を解説します。

2) 地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握

地域の創意工夫をこらした自主的かつ自立的な取組、すなわち「地域の地力全開戦略」を推進する観点から、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、地域の民間企業

やNPO等を通じて、地域のニーズを十分把握し、反映するように努めることが望まれます。

3) 地域再生計画の作成・認定申請

地域再生計画の認定に関しては、地方公共団体において地域再生計画を作成し、内閣府の長たる内閣総理大臣に対して、地域再生法施行規則（以下「規則」という。）で定められた様式を用いた申請書及び地域再生計画書に、規則に基づく書類を添付して行うこととなります。

地域再生計画の作成に当たっては、地域再生に資する事業を行おうとする者等（基本方針別表に掲げる支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができます。

この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示することになります。

また、当該提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することになります。

なお、地域再生計画書に記載すべき事項は、法第5条第2項及び第3項に列挙されており、これらの書類の内容や記載要領については、第3章で詳述しますが、ここでは次の3つのポイントを挙げます。

① 地域再生計画の認定申請の主体

計画の認定申請の主体となりうる地方公共団体は、法第5条第1項に規定されているとおり、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地方自治法第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合、港湾法第4条第1項の港務局で、共同での申請も可能なことから、次のような組み合わせが主に想定されます。

- i) 市町村単独
- ii) 複数の市町村の共同
- iii) 複数の市町村と都道府県の共同
- iv) 都道府県の単独
- v) 市町村と港務局

② 地域再生計画の区域

地域再生計画の対象となる区域は、計画の作成主体である地方公共団体の区域に拘わることなく、計画の内容や支援措置の特性に応じて、任意に設定しても差し支

えありません。

また、地域再生計画の範囲から、更に個別の支援措置が適用される区域を限定しようとする場合は、当該支援措置を受けようとする主体について記述する際に、「〇〇地区で適用する××の支援措置を受ける主体」とすることにより対応が可能です。

なお、同一の区域を含んだ地域再生計画が複数の計画主体により作成される場合には、それぞれの計画の整合性等について、自主的に調整を図ることが求められます。

③ 地域再生計画に記載する支援措置

法に基づく特別の措置（※）、基本方針別表に掲げる支援措置（以下「支援措置」という。）に記載する場合、認定をもって、当該支援措置が適用されます。支援措置の数に限定はありません。また、計画全体として法第5条第8項に規定する認定基準に適合するものであれば、数を限らず、認定されることとなります。

なお、支援措置を含まない計画については、記載されている事業の実施自体に認定の効果はありません。支援措置以外の国の施策を活用した事業については、関係行政機関と所要の調整が必要です。

※ 法に基づく特別の措置とは、次の3つになります。

i) 地域再生基盤強化交付金について

地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次の種類の交付金を、次の施設の整備に充てられるものとして交付します。

【道整備交付金】

市町村道、広域農道又は林道のうち、2以上の種類の施設整備を行う場合。

【汚水処理施設整備交付金】

公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽のうち2以上の種類の施設整備を行う場合。

【港整備交付金】地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設の両方の施設整備を行う場合。

ii) 地域再生支援利子補給金

認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給します。

iii) 財産の処分の制限に係る承認手続の特例について

認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目

的に使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省庁の長の承認を受けたものと見なし、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めます。

4) 地域再生計画の認定

地域再生計画の認定に関しては、法第5条第8項から第11項まで及び第6条、基本方針3によることとなりますが、ポイントは以下のとおりです。

- ① 地域再生計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しません。なお、地域再生計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外することや、一定の条件を付すことにより、認定される場合があります。
- ② 地域再生計画が認定された場合には、申請者に対して認定した旨の通知が当然になされるが、認定しなかった場合及び認定した場合であっても地域再生計画に記載された支援措置の一部について関係行政機関の長が同意しなかった場合においては、その理由が申請者に対して書面又は電磁的方法により通知されます。
- ③ 地域再生基盤強化交付金に係る支援措置を含む計画の場合、単年度に交付される交付金の額は、予算の範囲内で措置されることから、当該計画の認定をもって要望どおりの交付金の交付を受けることは必ずしもならないことに留意が必要です。
なお、交付金交付に関する手続については、マニュアル（各論）で詳述します。
- ④ 地域再生支援利子補給金に係る支援措置を含む計画の場合、当該計画の認定とは別の手続として指定金融機関の指定や事業実施者の推薦を受ける必要があります。
なお、指定や推薦の手続については、規則及び地域再生支援利子補給金交付要綱を参照願います。

5) 地域再生計画の変更

① 軽微な変更

地域再生計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、法第7条に基づき、内閣総理大臣の認定が必要となります。添付書類の内容に係る変更については、必要ありません。

認定を要しない軽微な変更としては、次の内容を規則第8条で定めています。

- i) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- ii) 地域再生基盤強化交付金を充てて行う施設の整備の事業期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- iii) i)、ii)のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、地域再生基盤強化交付金を充てて行う事業について「地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱（平成17年4月22日通知）」で以下のように規定しています。

- i) 施設ごとの整備量又は交付金の種類ごとの事業費の2割以内の増減
- ii) 交付金を充てて行う施設の整備の事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、目標の達成に支障がなく、やむを得ないと認められるもの

その他については、計画の変更に際して個別の申出があった場合に、内閣総理大臣が個別具体の事情を勘案して判断することになります。

なお、軽微な変更を行う場合、当該地方公共団体は、変更の内容、変更の内容が適用する日について、地域再生計画の認定事務を行う内閣府に情報提供されますようお願いいたします。

② 市町村合併に伴う変更

市町村合併が行われた場合、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入した場合）は変更の申請は要しませんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅した場合（新設合併により、新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入された場合）は、変更の申請を行う必要があります。

なお、具体的には以下のとおりの手続が必要です。

- i) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合）は、地域再生計画

の変更の申請を行う必要があります。

＜地域再生計画の取扱い＞

- ・認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、法第7条に基づく変更手続を行います。

＜手続＞

- ・地方自治法第7条第7項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の3ヶ月前から合併予定日までの間で速やかに、変更の申請書を提出してください。なお、変更計画表の作成方法等について御不明な点がある場合はお早めに御相談ください。
- ・変更の申請書は、現に認定を受けている地方公共団体名で提出してください。
- ・地域再生計画の範囲の変更を行う等、合併に伴う変更以外も併せて行う場合は、それを含めて変更の申請書を提出してください。

ii) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）、地域再生計画の範囲の変更等がない限り、特段の手続は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があった場合には、内閣府に報告をしてください。地域再生計画の範囲等を変更する場合は、変更の申請を行う必要があります。

＜地域再生計画の取扱い＞

- ・認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、地域再生計画の範囲の変更等がない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱います。

＜手続＞

- ・合併に伴い、地域再生計画の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変更が生じたのみの場合は、法第7条第1項の「軽微な変更」に該当しますので、変更の申請は不要です。ただし、地方自治法第260条第2項に基づく都道府県知事による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、内閣府に報告をしてください。
- ・合併に伴い、編入した他の市町村にも地域再生計画の範囲を拡大する等の場合には、法第7条に基づく変更手続が必要ですので、同条に基づく変更の申請を行ってください。

1-3 既存の認定計画、特区計画等との関係

1) 既に認定されている地域再生計画

「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定。以下「旧プログラム」という。)に基づき認定されている地域再生計画については、当該計画の期間中は引き続き有効です。新たな支援措置の追加を伴わない変更については、旧プログラムに基づき、引き続き変更申請を受け付けることとします。

また、新たな法に基づく特別な措置又は支援措置を追加したい場合にあっては、新たに地域再生計画の認定を受ける必要があります。この場合、現在認定を受けている地域再生計画の部分については、認定の審査を簡素に行う等の措置を図ります。

2) 構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画との関係

地域再生計画の取組を進めるに当たっては、地方公共団体が目指す総合的な目標を達成するため、構造改革特別区域計画の特例措置及び中心市街地活性化基本計画の事業等を活用することによって、より効果的な実施が可能となります。このため、地域再生計画の認定申請と、構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画の認定申請については、基本的に同時に受付を可能とし、申請窓口の一元化等、認定手続を一体的に進めることとします。

第2章 認定基準等の解説

2-1 地域再生計画の認定基準について

地域再生計画の認定基準については、法第5条第8項各号に規定されており、その具体的な内容は以下のとおりです。

1) 1号基準（地域再生基本方針に適合するものであること。）

法第5条第8項第1号に基づく基準（以下「1号基準」という。）は、「地域再生基本方針に適合するものであること」とされており、その内容は、

- ① 基本方針のうち「1 地域再生の意義及び目標」に適合しており、
- ② 基本方針のうち「3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続」に定められた事項に則っていること

の2つに分けられます。

① 「1 地域再生の意義及び目標」について

基本方針で定められている「1 地域再生の意義及び目標」に合致することが求められます。

<基本方針 1 地域再生の意義及び目標>

1) 地域再生の意義

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開されることが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、②補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換、③民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、都市再生などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること。
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること。

【解説】

基本方針1-1)、2)に「地域再生の意義」及び「地域再生の目標」が定められていますが、地域再生計画に記載される「地域再生計画の目標」をはじめ、計画全体がこれらの意義及び目標の内容と整合していることが求められます。判断のポイントとしては、次の点があげられます。

- (1) 基本方針中の「意義」にあるように、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかした計画であること。
- (2) 地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を行う計画であること。

② 「3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続」について

基本方針で定められている「3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることが求められます。特に留意すべき事項は以下のとおりです。

- (1) 地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定しているものであること。
- (2) 法令等を遵守しているものであること。
- (3) 目標を達成するために行う事業が効率的なものであること。

2) 2号基準（当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が記載されていることをもって判断します。また、「地域再生計画の目標」を達成するため、個々の事業がどのように寄与するか、その仕組みが具体的かつ合理的に説明されていることが必要となります。

3) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。）

地域再生計画の認定を受けた後、計画に基づく事業が確実に実行に移され、計画に記載された目標の達成に着実に繋がっていくことを担保するため、主体の特定状況と事業の実施スケジュールについて判断するものです。具体的には、基本方針で定められているとおり、目標を達成するために行う事業について、

- (1) 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- (2) 事業の実施スケジュールが明確であること

をもって判断します。

まず、第1に、「事業の主体が特定されている」とは、主体となる具体の法人、個人等が既に定まっていることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば次のようなものが想定されます。なお、いずれの場合であっても原則として1年以内に主体が特定されることが求められます。

- (1) 実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況
- (2) 計画申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、まもなく特定されることが確実な状況
- (3) 入札やコンペ等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

「事業の実施スケジュールが明確であること」とは、計画が認定され、事業が開始された後、計画の目標が達成されるまでのスケジュールが明確になっていることを求めるものです。必ずしも、事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判断するものではありません。事業の性格や計画全体の構成により、適切な事業の実施期間は異なるものであることから、計画を作成する地方公共団体が適切に判断することになります。

地域再生基盤強化交付金等、予算上の制約がある支援措置については、事業実施のための地元調整が不十分である等、事業実施の見込みが無い等の問題が明らかなものにつ

いては、スケジュールが不明確なものとして扱うこととなります。

2-2 関係行政機関の長による同意について

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった地域再生計画を認定すべきであると判断した場合は、期限を付して、地域再生計画に記載された法第5条第3項各号（地域再生基盤強化交付金、地域再生支援利子補給金、財産処分の制限に係る承認手続の特例）及び基本方針別表に掲げる認定地域再生計画と連動する施策の適用について、関係行政機関の長に同意を求めることとしています。

関係行政機関の長は、所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性の観点から同意を行うものとしますが、同意の判断に必要な書類等は、マニュアル（各論）に詳述します。

第3章 認定申請手続について

3-1 認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、規則第1条で定めており、具体的には次のとおりです。

- ① 地域再生計画認定申請書
- ② 地域再生計画
- ③ 添付書類

添付する書類については、その一覧性を確保する観点から添付資料の一覧（目次）を作成してください。個々の添付書類の説明については、以下のとおりです。

1) 地域再生計画のみの認定申請の場合

(他の計画も同時に申請する場合は、2)を参照。)

① 区域の図面

(地域再生計画に含まれる行政区画を表示した図面又は方位、縮尺、目標となる地物及び計画区域を表示した付近見取図)

地域再生計画の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。付録1のうちモデル添付書類の「地図A」又は「地図B」を参考にしてください。

2種類の図面が定められています。

i) 計画の範囲が市域、県域等の行政区と一致する場合は、単に行政区画を表示した図面で足りることとします。

→→→ 地図Aを添付

ii) 計画の範囲が市域、県域等の行政区と異なる場合は、行政区の一部を切り取って計画の範囲とする場合は紛れがないように、方位、縮尺、目標となる地物とともに区域を表示する図面も求めます。

→→→ 地図Aに加えて、地図Bも添付

② 工程表

(地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書)

3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録2の「工程表」を参考にしてください。

ここには、各事業（関連事業を含む）ごとの工程を示すだけでなく、事業相互の

関連を明確にし、計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。

工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文章でも記述してください。

個別の事業の工程については、少なくとも、次の点について記述してください。

- i) 当該規制の支援措置等の適用が開始される日
- ii) 計画の認定後に支援措置等に基づく許認可が行われる場合には、当該許認可申請を行う見込みの日
- iii) 支援措置等に基づく事実行為が実際に開始される日

③ 計画の全体像を示すイメージ図

計画の全体像が分かるように、取組の相互の関係や目標が明示された計画の概念図、具体例の分かる絵・写真等、取組の流れがわかるフロー等を組み合わせて表現してください。なお、本資料については、ホームページ、パンフレット等により、計画の具体的な例として公表する場合があります。

④ 地域再生基盤強化交付金に係る資料

法第5条第3項第3号の事項（地域再生基盤強化交付金）を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面を添付してください。

⑤ 地域再生支援利子補給金に係る資料

法第5条第3項第4号に掲げる事項（地域再生支援利子補給金）を記載している場合には、以下の書類を添付してください。

- i) 企業パンフレットやディスクローズ誌等金融機関の特定の状況を明らかにすることができる書類
- ii) 事業の実施による雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度の根拠となる資料

地域再生支援利子補給金の支給を受けて実施される事業は、地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業である必要がありますが、この経済的社会的効果を判断する指標として雇用機会の創出は地域再生の推進の効果として客観的・直接的に顕在することから重視しているものです。よって、雇用機会や投資誘発等に係る具体的効果の裏付けとなる資料を添付してください。

⑥ 財産の処分の制限に係る承認手続の特例

法第5条第3項第5号の事項（財産の処分の制限に係る承認手続の特例）を記載している場合には、以下の書類を添付してください。

- i) 補助金等交付財産の所在を表示した図面
- ii) 事業主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

地域再生計画に記載される「事業の実施主体」の内容を補完して、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類の「実施主体の特定の状況」を参考にしてください。

ポイントは次のとおりです。

- ・既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。
- ・主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体を特定するまでの手段やスケジュール、主体が特定される蓋然性が高いことを示す実績等を記述してください。

⑦ 地域再生協議会の議事概要

法第5条第6項の規定（地域再生協議会における協議）により協議をした場合には、当該協議の概要を記載した資料を添付してください。（第4章参照）

- ⑧ ①～⑦に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類
個々の支援措置については、支援措置ごとに添付資料が必要な場合がありますので、支援措置ごとのマニュアル各論を参照してください。

また、認定された地域再生計画の変更に際しては、以下の書類を添えて、申請を行ってください。

- ① 地域再生計画の変更の認定申請書
- ② 変更後の地域再生計画
- ③ 変更事項に係る添付書類

2) 構造改革特別区域計画、中心市街地活性化基本計画と同時に認定の申請を行う場合

- ①区域の図面、②工程表及び③計画の全体像を示すイメージ図については、P12～P

13の①～③と同じ資料を添付してください。

ただし、①の区域の図面のうち、中心市街地活性化基本計画の認定申請を行う場合については、P12の①に加え、以下の要領に従った計画図を添付してください。

i) 原則、縮尺1万分の1程度の地図を添付してください。

なお、国土地理院刊行の縮尺1万分の1の地図がある場合はそれを使用してください。その場合、所要の区域が複数の同地図を要する場合は切れ目なく貼り合わせたものとしてください。

ii) 当該地に、中心市街地として指定する区域（区域の外周を黒い太線で示すこと）、基本計画に記載された個別事業等の行われる場所（事業毎に異なる色（黒、青及び赤以外の色を用いること。）を用いて点・線・面で示すこと。なお、色の使用については、別途個別の指示をする場合があります。）、主要な公共公益施設・商業施設の場所（公共公益施設については青い点・線・面で示すこと）等で示すことにより、事業等が一覧できるように図示してください。

④ 地域再生関係の資料

P13～P14の④～⑧と同じ資料を添付してください。

⑤ 構造改革特区関係の資料

(1) 実施主体の特定の状況

（規制の特例措置を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類）

特区計画に記載される「規制の特例措置を受けようとする者」の内容を補完して、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類の「実施主体の特定の状況」を参考にしてください。

ポイントは次のとおりです。

i) 既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。

ii) 主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体の特定までのスケジュール、主体が特定される蓋然性が高いことを示す特区内における同種の事業の実績等を記述してください。

(2) 関係者の意見

（構造改革特別区域法第4条第3項の規定に基づき聴いた意見の概要）

意見を聴いた主体の名称、意見を聴いた日時、意見を聴いた方法、意見の概要、意見に対する対応について記載してください。

- (3) 特定事業の実施予定者からの提案（計画を作成する地方公共団体へのもの）
（構造改革特別区域法第4条第4項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要）
提案を行った主体の名称、提案が行われた日時、提案の内容、提案に対する対応について記載してください。

- (4) 同意要件に関する資料

（その他内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類）

内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した添付書類としては、原則として、構造改革特別区域基本方針別表1で「同意の要件」が設定されている特例措置に限って、次のものを認めています。

- i) 弊害を防止する措置としての安全確保策の安全性を立証するための実験データ、文献等
- ii) 特区計画の認定申請として定められている事前手続が行われたことを示す書類

- ⑥ 中心市街地活性化関係の資料

構造改革特別区域計画と同時に、中心市街地活性化基本計画の認定申請を行う場合については、中心市街地計画認定申請マニュアルに記載されている下記の資料を添付してください。

- (1) 中心市街地の第1号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式2. [3] 関係）

当該中心市街地における小売商業、各種事業所、公共公益施設の店舗数、施設数、床面積等の割合が、他の地域と比較して高いことがわかるよう、必要なデータ等を添付してください。加えて、当該中心市街地の商圈及び通勤圏の区域図、商圈人口及び通勤圏人口の推移がわかるデータがある場合には、これも添付してください。

- (2) 中心市街地の第2号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式2. [3] 関係）

土地の利用状況や当該中心市街地における空き店舗数（又は率）、空き地面積の推移、事業者数や従業員数等の推移が分かるよう、必要なデータを添付してください。

- (3) 中心市街地の第3号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式2. [3] 関係）
- (4) 協議会等から聴取した意見（中心市街地の活性化に関する法律第9条第4項、基本計画様式9. [2] 関係）
- (5) 関係府省庁の長の同意に際して、関係府省庁から提出を求められている書類等
- (6) 市町村の推進体制を示す書類（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第9章1. (1)、基本計画様式9. [1] 関係）
- (7) （協議会が組織されている場合のみ）協議会の規約、構成員一覧、議事の概要（中心市街地の活性化に関する法律第9条第4項、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第9章1. (2)、基本計画様式9. [2] 関係）
- (8) 都市計画図
- (9) コンパクトなまちづくり、中心市街地の活性化について、公表されている市町村の方針等（市町村マスタープラン、総合計画その他当該自治体の開発・まちづくりに関する公式に採択された、若しくは公的機関で審議中の計画その他の政策文書、条例等）（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第10章及び第11章、基本計画様式10. 及び11. 関係）
- (10) 「客観的現状分析」「地域住民のニーズ等の客観的把握・分析」を申請市町村において行った際に使用した主なデータ（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第9章2. ①、基本計画様式9. [3] 関係）
- (11) 現在中心市街地の区域内に立地している公共公益施設について、その移転計画がある場合は、当該計画に関する資料（中心市街地の活性化を図るための基

本的な方針第 10 章、基本計画様式 10. 関係)

(12) その他必要な書類

3-2 認定申請書類の作成要領

認定申請の書類は、A 4 縦の用紙に横書きを基本とし、12 ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また、両面コピー、カラー表示は極力避けてください。

1) 地域再生計画認定申請書等

① 地域再生計画認定申請書

地域再生計画、構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画の認定申請については、基本的に同時に受付を可能とし、認定手続を一体的に進めることとしたことから、認定申請書類についても、個々の計画の場合のみならず、複数の計画を同時に出す場合に対応できるようにしています。

(1) 地域再生計画のみの認定申請に当たっては、次の様式を使用してください。

地域再生計画認定申請書	
内閣総理大臣 殿	年 月 日
	地方公共団体の長の氏名 印
地域再生法第 5 条第 1 項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。	
注) 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。	

複数の地方公共団体が申請主体である場合は、連名で記入してください。

(2) 地域再生計画と同時に構造改革特別区域計画、中心市街地活性化基本計画の認定申請を行うに当たっては、次のいずれかの様式を使用してください。

イ 地域再生計画と構造改革特別区域計画を同時に認定申請する場合

構造改革特別区域計画及び地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について、認定を申請します。

注)・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

・特区計画の認定申請に関しては、構造改革特別区域法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同附則第5条に規定する措置」の文字を、同法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

□ 地域再生計画と中心市街地活性化基本計画を同時に認定申請する場合

地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について、並びに、中心市街地活性化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化基本計画について認定を申請します。

注) 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

ハ 地域再生計画、構造改革特別区域計画、中心市街地活性化基本計画の3

計画を同時に認定申請する場合)

構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について、並びに、中心市街地活性化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化基本計画について認定を申請します。

注)・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

・特区計画の認定申請に関しては、構造改革特別区域法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同附則第5条に規定する措置」の文字を、同法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

②地域再生計画の変更の認定申請

地域再生計画の変更の認定申請に当たっては、次の様式を使用してください。

地域再生計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生法第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注)・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

・変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

「変更事項の内容」は、変更事項ごとに変更前と変更後を対比して記載してください。

2) 地域再生計画（計画の本体）

地域再生計画は、次の様式を使用してください。

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
- 3 地域再生計画の区域
- 4 地域再生計画の目標
- 5 目標を達成するために行う事業
 - 5-1 全体の概要
 - 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業
 - 5-3 その他の事業
- 6 計画期間
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

計画の記入に当たってのポイントは次のとおりです。

- ① 「1 地域再生計画の名称」には、当該計画の特徴や独自性を端的に表現する名称を記入してください。特段、表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。
- ② 「2 地域再生計画の作成主体の名称」には、計画を作成し申請する地方公共団体の名称を記入してください(町村名を記入する場合、郡名も記入してください)。共同で申請する場合には、連名で記載してください。
- ③ 「3 地域再生計画の区域」には、計画の区域を明示してください。表示方法については計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で紛れがないように定めればよく、「〇〇市の全域」、「〇〇町の区域のうち、△△地区」等の文章による方法のほか、「〇〇県の沿岸区域。詳細は別紙による」として、図面の添付により補足してもかまいません。
- ④ 「4 地域再生計画の目標」には、基本方針1の内容(地域再生計画の意義及び目標)と計画の内容との整合性をとりつつ、地域再生計画の目標について、簡潔かつ端的に表現してください。その際、原則として、定量的な指標を用いるとともに、事後的に評価が可能となるように、具体的に設定を行ってください。
- 地域再生基盤強化交付金による取組を中心とした地域再生計画にあつては、交付金を充てて行う施設の整備による効果、例えば、「汚水処理人口普及率を〇%から〇%に向上」などを中心に記述してください。
- また、地域再生支援利子補給金による取組を中心とした地域再生計画に当たっては、補給金を受給のうえ、資金の貸付を受けて実施される事業による効果、例えば、「〇〇年度までに新規雇用者数〇〇〇人」などを中心に記述してください。
- ⑤ 「5 目標を達成するために行う事業」のうち、
- (1) 「5-1 全体の概要」には、取組の全容が端的に表現されるように、概要を簡潔に記述してください。その際、複数の事業がある場合には、総論として個々の事業の関連についても記述してください。
- (2) 「5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業」には、地域再生基盤強化交付金、地域再生支援利子補給金、補助対象財産の転用について、個々の事業ごとに、マニュアル(各論)の記載事項を記述してください。
- なお、該当する事項がない場合には、「該当無し」としてください。

- (3) 「5-3 その他の事業」には、基本方針に基づく支援措置（基本方針別表）に記載され、マニュアル（各論）でB2002等番号が付されているものについて、マニュアル（各論）を参照し、必要となる記載事項を記述してください。

なお、基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組や、旧プログラムに基づき既に認定されている取組については、例えば5-3-2と枝番を設ける等した上で、ここに記述してください。

該当する事項がない場合には、「該当無し」としてください。

- ⑥ 「6 計画期間」には、計画に示す目標を達成するために必要な取組に要する期間として、例えば、「認定の日から平成27年3月末まで」等、始期と期間を示してください。期間の長短についての特段の定めはありませんが、計画の期間は計画に示される取組を実施するために必要となる合理的な期間とされる必要があります。

- ⑦ 「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」には、計画期間が終了した段階において、取組全体を評価する手法等について記述してください。

- ⑧ 「8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項」には、5で記載する地域再生計画の目標を達成するために行う事業以外で必要と認める事項について記載してください。例えば、構造改革特区と連携して取り組む場合は、ここにその関連について記述してください。

なお、該当する事項がない場合には、「該当無し」としてください。

第4章 地域再生協議会について

4-1 地域再生協議会の設置について

地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を任意に組織することができることとされています（法第12条第1項）。

なお、平成20年5月からは、地域再生に資する事業を行おうとする者等（基本方針別表に掲げる支援措置を受けて事業を行おうとする者等）が、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織するよう要請できるようになりました（法第12条第5項）。

この地域再生協議会を組織することの要請に対し、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応ずる必要があります（法第12条第6項）。

また、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、以下の事項について遅滞なく、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第12条第7項）。

- (1) 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定地域再生計画の概要

4-2 地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手續について

地域再生協議会を組織することの要請に当たっては、要請を行おうとする者は、地域再生計画を作成することとなる地方公共団体に対し、以下の内容を記載した書面を提出することにより、行うものとします。

- (1) 地域再生計画の内容との関連性を含めた、協議会の組織を要請することの必要性
- (2) 協議会に加えるべき者の案
- (3) 協議会における協議項目の概要

4-3 地域再生協議会の役割・効果

地域再生協議会では、地域再生計画に基づき実施する事業内容、計画の期間、計画の区域をはじめとして、その地域の地域再生に向けた取組全般について協議会の構成員の間で意思疎通・意見調整を行います。

地域再生協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重することとされています。

また、地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会が組織されているときには、地域再生協議会で協議を行わなければならない、地域再生計画の認定申請の際に、当該協議の概要を添付することとされています。（認定された地域再生計画を変更するときも同様です。）

4－4 地域再生協議会の構成員について

① 必須の構成員

地域再生計画の作成主体である地方公共団体

地方公共団体と連携して地域再生計画に記載された事業を実施し、又は実施すると見込まれる者（株式会社、地域の大学、特定非営利法人、地域再生支援利子補給金の支給を受ける指定金融機関等）

② 事業内容に応じて参加する構成員

(1) 作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に密接な関係を有する者（地縁による団体、商工会又は商工会議所、地域の金融機関、地域で活動する特定非営利活動法人、地元商店街又は地域住民等）

(2) その他当該地方公共団体が必要と認める者（地域再生に知見を有する有識者等）

※ 地方公共団体は、地域再生協議会の構成員を選定するに当たっては、地域の関係者の意見を広く集約し、地域全体で地域再生の取組を推進するため、地域の多様な意見が適切に反映されるように配慮してください。

③ 構成員となるための申出

地域再生に資する事業を行おうとする者等（基本方針別表に掲げる支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体が組織した地域再生協議会に自己を構成員として加えるよう申し出ることができます（法第12条第8項）。

この場合、申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応ずることとなります（法第12条第9項）。

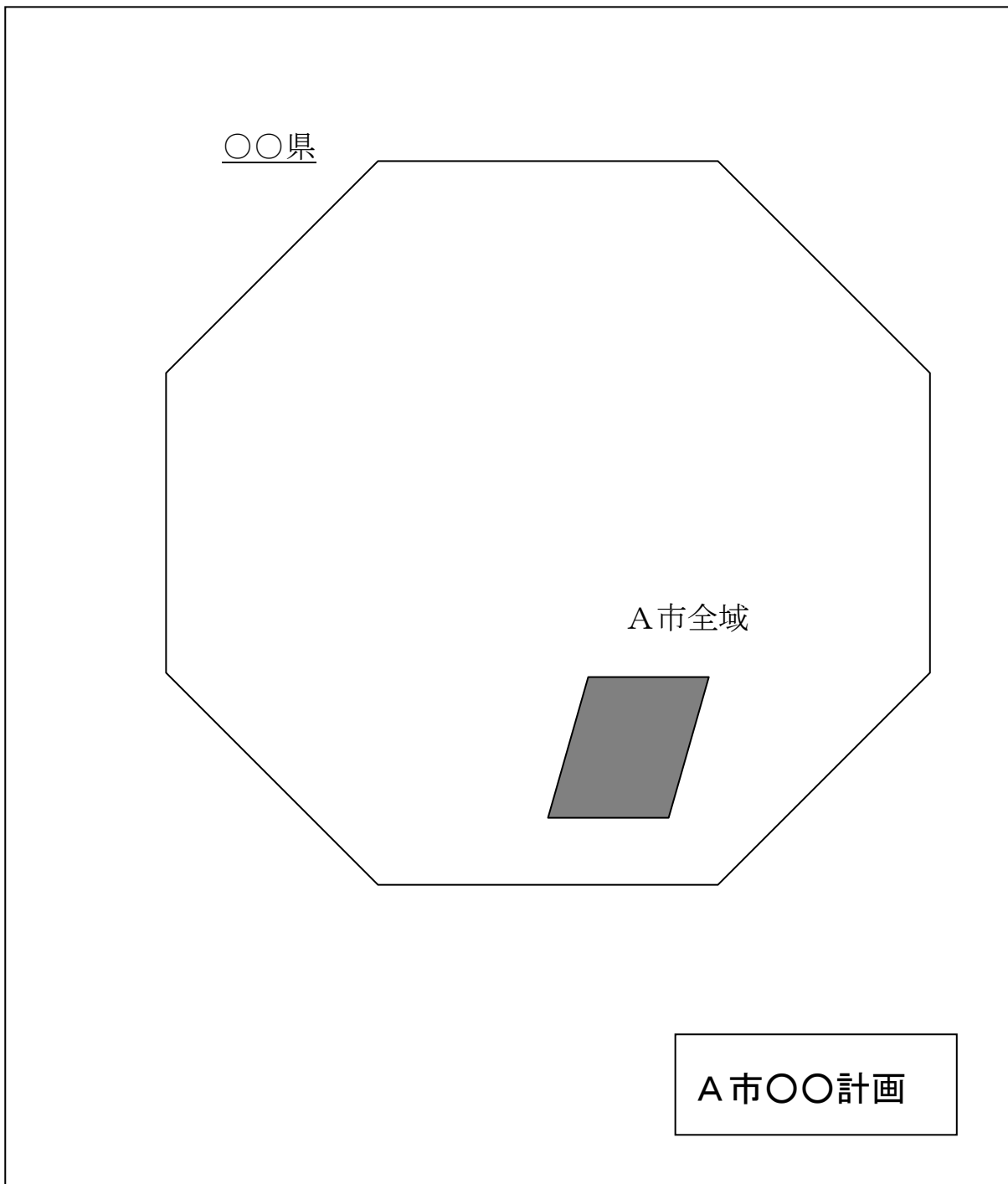
4－5 その他

地域再生協議会の運営の方法、運営に係る費用の負担等については、協議会が定めることとされています。

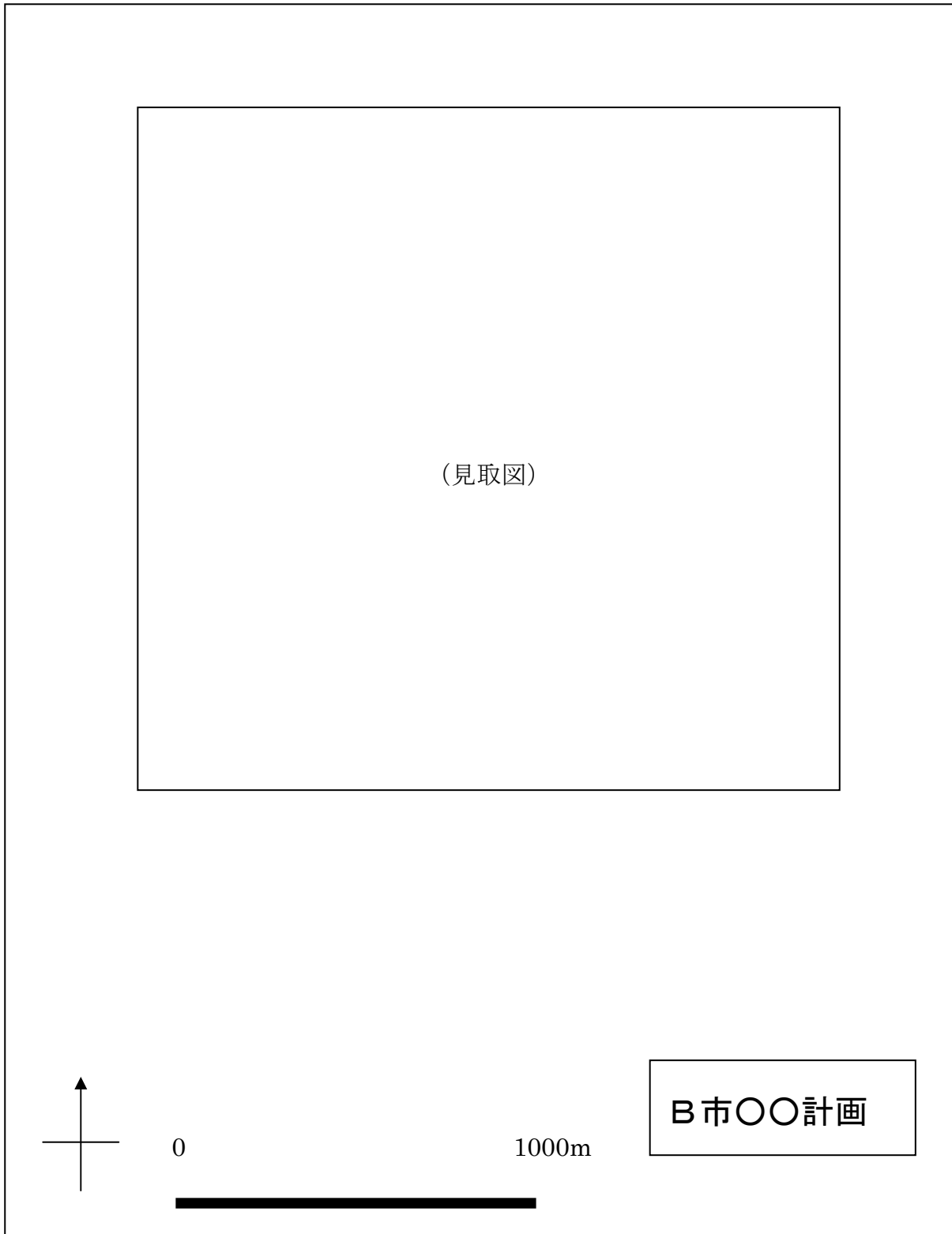
付録 1

モデル添付書類（例）

地図 A 計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
（計画の区域が、県や市町村の全域の場合）



地図B 方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図
(計画の区域が、市町村の区域の一部の場合)



② 主体が特定されていない場合

<p>これまでの調整状況</p>	<p>○年△月 ○○市地域再生構想検討委員会設置 ○年○月 △△関係事業者（○社）への意向調査 △ 社が参加意向を示す。 △年△月 同検討委員会提言 △△事業の事業者については、コンペで選定すべきことが提言された。</p>
<p>特定する方法</p>	<p>国内及び国外の△△関係事業者を対象に、コンペを実施する。 コンペの選定委員会委員 ○○（役職、委員長）、△△（役職）、××（役職）・・・ 予算：○○円</p>
<p>今後の予定</p>	<p>○年○～○月 コンペ参加募集 ○年△～△月 提案受付 ○年×月 選定委員会、審査結果の公表 →支援措置を受ける主体の特定 △年○月～ 事業開始</p>

付録 2

工程表

区分	特定事業等の名称(番号)	H20.4	H20.7	H20.8	H21.4	H25～
特定事業	特定農業者による濁酒の製造事業(707)	申請酒類製造特例適用開始	許取酒類製造特例適用開始	び販酒類開製造及	大許取酒類製造者製造の造免	
支援措置	道整備交付金の活用(A3001)	○林道及び町道の一体的整備 ・林道(○○線の開設) ・市道(△△線、□□線の整備) ・事業期間 平成20年度～平成24年度				
	補助対象施設の転用(A0801)	着改装工事	施設・運地開活動開始	○都市農研村交	旧○○小学校の廃校校舎・給食室を、NPO法人△△会により都市農村交流・研修施設、地域活動施設として利用	
関連事業	グリーンツーリズム推進事業	進区○地勉ど視強ぶ察会ろ研・く修先特	タイニ○休確スト開メ保ラ発ク	アンケート調査の実施 関係団体による連絡会議 HP・広報・ケーブルテレビによる情報発信		
	人にやさしいまちづくり事業	小規模多機能型居宅介護事業の円滑な実施(平成19年度～)				
		障害者自立支援のためのアクションプログラム実施(平成19年度～平成23年度)				

- 注: 1) 区分の欄の「特定事業」は、特区計画の特例措置を活用した事業
 2) 区分の欄の「支援措置」は、地域再生計画の支援措置に係るもの
 3) 区分の欄の「関連事業」は、特区計画及び地域再生計画以外の都道府県及び市町村の単独事業等